

○岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則

平成六年三月三十一日規則第二十七号

改正	平成七年五月一六日規則第四五号	平成九年四月一日規則第四〇号
	平成一〇年五月一日規則第七三号	平成一四年四月一日規則第五四号
	平成一五年一月三一日規則第五号	平成一五年七月一日規則第九七号
	平成一六年四月一日規則第三九号	平成一七年三月三一日規則第二四号
	平成一七年一〇月六日規則第一〇一号	平成一八年三月二三日規則第一五号
	平成一九年三月三〇日規則第一四号	平成二六年三月二〇日規則第一一号
	平成二八年三月二九日規則第二三号	平成三一年 三月二八日規則第二五号
	令和元年十一月二九日規則第七三号	

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則をここに公布する。

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県県民ふれあい会館条例（平成五年岐阜県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を知事（条例第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）。以下この条から第四条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

2 使用許可又は特別設備許可の申請の受付を開始する日は、別表第一のとおりとする。

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第一号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認（取消）通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第四号様式）二通を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による使用（特別設備）許可変更申請の場合について準用する。

（附属施設設備等の利用料金）

第五条 条例別表に掲げる附属施設設備等及び知事が定める額は、別表第二のとおりとする。

（利用料金の承認）

第六条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第四号様式の二）を提出しなければならない。

（利用料金の納入）

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第五号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入することができる。

（利用料金後納の取扱い）

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第五号様式の二）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

（利用料金の返還又は減免）

第九条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により岐阜県民ふれあい会館（以下「会館」という。）を使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第六号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第七号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第七号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第十条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

（指定管理者の届出）

第十一条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

（準用）

第十二条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に会館の管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年五月十六日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年五月一日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第五十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則第八条の二の規定及び別記第五号様式の二は、平成十四年七月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第五号）

- 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十五年七月一日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日規則第一百号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十八年三月二十三日規則第十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日規則第十四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日規則第十一号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十八日規則第二十五号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和元年十一月二十九日規則第七十三号）

- 1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

別表第一（第二条関係）

区分	受付開始日
三〇一会議室、三〇二会議室、四〇九会議室、特別会議室、展望レセプションルーム、屋内イベント広場及び屋外イベント広場	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
コンサートホール	(一) 音楽公演 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
	(二) 音楽公演以外の文化事業及び練習 使用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日
	(三) パイプオルガンの演奏技術の習熟 使用を開始しようとする日の属する月の一月前の月の初日
リハーサル室	使用を開始しようとする日の一月前の日
その他の施設	使用を開始しようとする日の属する月の三月前の月の初日

備考

- 一 コン서트ホールを国際的又は全国的な音楽公演に使用する場合は、この表に定める受付

開始日前から使用許可の申請をすることができる。

二 会議室、展望レセプションルーム、屋内イベント広場又は屋外イベント広場を国際的、全国的又は全県的な会議、催し物等に使用する場合は、この表に定める受付開始日前から使用許可の申請をすることができる。

三 この表に定める区分の異なる施設を同一の使用目的で同時に使用する場合は、そのうちの最も早い受付開始日から使用許可の申請をすることができる。

別表第二（第五条関係）

1 会議室、展望レセプションルーム、屋内イベント広場及び屋外イベント広場

	区分	単位	金額（円）
音響設備	拡声装置	一式	二、二〇〇
	拡声装置（移動式）	一式	四、八四〇
	ビデオカセットテープレコーダー	一台	一、五四〇
	レーザーディスクプレーヤー	一台	一、一〇〇
	ビデオプロジェクター	一式	三、三〇〇
	ビデオモニター	一式	三、三〇〇
	書画カメラ	一台	二、二〇〇
	ワイヤレスマイク	一本	一、三二〇
	オーバーヘッドプロジェクター	一台	一、一〇〇
	スライドフィルムテレビコンバーター	一台	一、一〇〇
	プロジェクター（移動式）	一台	二、〇九〇
	スクリーン	一面	五五〇
	スクリーン（移動式）	一台	二二〇
	カセットテープレコーダー	一台	一、一〇〇
	連続録音用カセットテープデッキ	一式	一一、〇〇〇
	コンパクトディスクプレーヤー	一台	一、一〇〇
	同時通訳設備	一式	一一、〇〇〇
	議長ユニット	一個	五五〇
	参加者ユニット	一個	四四〇
	同時通訳用受信機	一個	二二〇

	カラーテレビ	一台	一、一〇〇
その他の附属設備等	円テーブル	一卓	二二〇
	サービス台	一台	五五〇
	講演卓子	一卓	一、一〇〇
	司会卓子	一卓	四四〇
	花台（一）	一台	三三〇
	花台（二）	一台	四四〇
	可動ステージ（一）	一台	四四〇
	可動ステージ（二）	一台	四四〇
	金びょうぶ	一双	一、八七〇
	花瓶（一）	一個	七七〇
	花瓶（二）	一個	五五〇
	ピアノ	一台	三、九六〇
	パントリー	一室	一一、〇〇〇
	持込器具電源	五〇〇ワット	六〇

備考

- 一 この表における利用料金は、午前、午後及び夜間の各利用時間区分ごとに徴収するものとする。
- 二 「午前及び午後」又は「午後及び夜間」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に一・八を乗じて得た額とし、「全日」の利用時間区分の時間に利用する場合は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に二・五五を乗じて得た額とする。
- 三 利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、三十分を単位として、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に六分の一を乗じた額に百分の百二十を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間に三十分に満たない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。
- 四 この表の「持込器具電源利用料金」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワットごとに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に五〇〇ワット未満の端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。

五 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

2 コンサートホール及びリハーサル室

(1) コンサートホール

	区分	単位	金額 (円)
舞台設備	平台	一台	二一〇
	コントラバス用椅子	一脚	一一〇
	背もたれ付きピアノ用椅子	一脚	一一〇
	指揮台	一台	九九〇
	指揮者用譜面台	一台	二二〇
	講演卓子	一台	一、九八〇
	司会卓子	一台	一、一〇〇
	花台	一個	三三〇
	花瓶	一個	五五〇
	机	一脚	二二〇
	ホワイトボード	一台	二二〇
	式次第掛け	一台	三三〇
	金びょうぶ	一双	二、二〇〇
照明設備	照明Aセット (演奏会用)	一式	五、五〇〇
	照明Bセット (色照明・色変化有り)	一式	一一、〇〇〇
	ピンスポット	一台	三、三〇〇
	スポット (一キロワット)	一台	三三〇
	スポット (一・五キロワット)	一台	四四〇
音響設備	拡声装置	一式	二、二〇〇
	ワイヤレスマイク	一本	一、三二〇
	つりマイク	一本	一、一〇〇
	スピーカー	一台	一、一〇〇
	カセットテープレコーダー	一台	一、一〇〇
	オープンテープレコーダー	一台	一、三二〇
	デジタルオーディオテープレコーダー	一台	一、一〇〇

	コンパクトディスクプレーヤー	一台	一、一〇〇
	レコードプレーヤー	一台	一、一〇〇
その他の附属設備	外国製ピアノ	一台	一二、一〇〇
	日本製ピアノ	一台	七、六九〇
	パイプオルガン	一台	二一、三六〇
	チェンバロ	一台	一一、〇〇〇
	映像及び音声の記録装置	一式	三、三〇〇
	持込器具電源	五〇〇ワット	六〇

(2) リハーサル室

	区分	単位	金額 (円)
音響設備	拡声装置	一式	二、二〇〇
	カセットテープレコーダー	一台	一、一〇〇
	コンパクトディスクプレーヤー	一台	一、一〇〇
その他の附属設備	ピアノ	一台	二、五三〇
	指揮者用椅子	一脚	二二〇

備考

- 一 この表における利用料金は、午前、午後及び夜間の各利用時間区分ごとに徴収するものとする。
- 二 「午前及び午後」又は「午後及び夜間」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に二を乗じて得た額とし、「全日」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に三を乗じて得た額とする。
- 三 利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、三十分を単位として、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に六分の一を乗じた額に百分の百二十を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間に三十分を満たさない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。
- 四 楽器の利用料金には、調律に要する経費は含まない。
- 五 この表の「持込器具電源利用料金」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワットごとに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に五〇〇ワット未満の

端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。

六 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

別記

第1号様式（第2条関係）

第1号様式の2（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条関係）

第4号様式の2（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第5号様式の2（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第9条関係）